



- 目次
- ①【お知らせ】 今月の法改正等の情報
 - ②【事故予防】 先月の回収事故から学ぶ
 - ③【案内】 基本を知る
 - ④【Q&A】 疑問をほぐす
 - ⑤【コラム】 ちょっと深く、考える
 - ⑥【シリーズ】 海外編

【今月の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

＜食品表示の適正化に向けた取組について＞平成30年11月27日
平成30年年末の食品表示取締の重点事項について発表されています。

■実施時期:平成30年12月1日～12月31日までです。

＜食品表示の衛生・保健事項に係る5項目＞

）主な監視指導事項

- ア アレルゲン、期限表示等の衛生・保健事項に関する表示
- イ 保健機能食品を含めた健康食品に関する表示
- ウ 生食用食肉、遺伝子組換え食品等に関する表示
- エ 道の駅や産地直売所、業務用加工食品に関する表示
- オ 食品表示基準に基づく表示方法の普及・啓発

＜食品の適正化等に向けた重点的な取組＞

- (1) はちみつを原因とする乳児ボツリヌス症の予防対策を推進する。
- (2) 食中毒の健康被害発生時において、原産地を遡及確認する場合に関係部署は連携する。
- (3) 新基準への移行を積極的に促し、義務化された栄養成分表示について周知啓発をする。

消費者庁HP「食品表示の適正化に向けた取組について」資料から作成

※続きはPage1-2(会員)で記載しています。

【先月の回収事故の分析】 2018年11月

和菓子には着色料の種類がたくさん表示されることがあります。一つでも抜けると回収につながります。気をつけましょう。

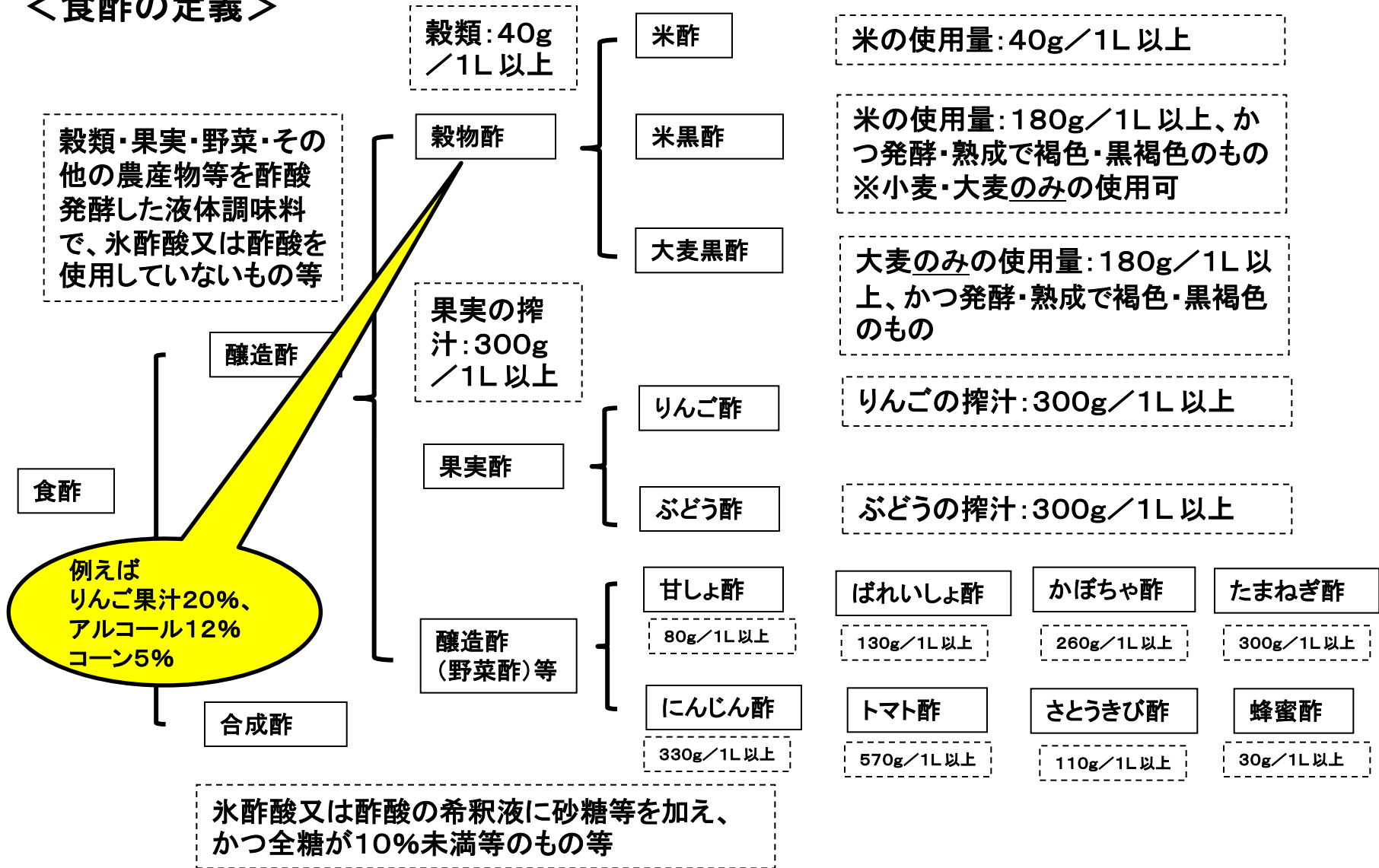
事件	時期	回収内容
添加物の欠落あり	2018. 11.2	フルーツメレンゲの原材料名の項目の食品添加物表示において、着色料(食用黄色4号)の表示が欠落していた。

食用黄色4号の簡略名は黄色4号、黄4です。個々に表記する場合は「食用黄色4号」、「黄色4号」、「着色料(黄4)」と表記できます。
また、他の着色料があり、複数の場合は着色料としてまとめて表記できます。

※ 解説はPage2-2(会員)で記載しています。

【案内】食酢の定義について

＜食酢の定義＞



もも肉ベーコンは
適正かな？無塩せ
きベーコンならも
も肉でも適正化かな。

【Q80】 豚の「ばら肉」の他に「もも肉」や「すね肉」を混合した豚肉を整形し、塩漬し、及びくん煙したものは「ベーコン」ですか？それとも「ベーコンタイプ」ですか？

※ 解答と解説はPage4-2(会員)で記載しています。

食品表示基準Q&Aの第5次改正(平成30年9月)から、これまでの表示ルールと変更された内容について、確認して参ります。

個別品目は食品表示基準 別表第4において各々個別に、原材料名の表示の方法が定められています。今回、例示的に示されている原材料名に限定されず、最も一般的な名称であれば、その範囲において、自由に原材料名を表示できる旨が明記されました。

今後は例示に限定されないよ。

新設のQ&A(5次改正)

(加工-189) 食品表示基準別表第4において、原材料名の表示方法として、「植物油脂」又は「食用植物油脂」と例示されている「即席めん」、「畜産物缶詰及び畜産物瓶詰」、「乾燥スープ」等の原材料に食用綿実油、食用パーム油等の食用植物油脂を使用した場合、食用綿実油、食用パーム油等の個別の油脂名を原材料名として表示することはできますか。

(答)

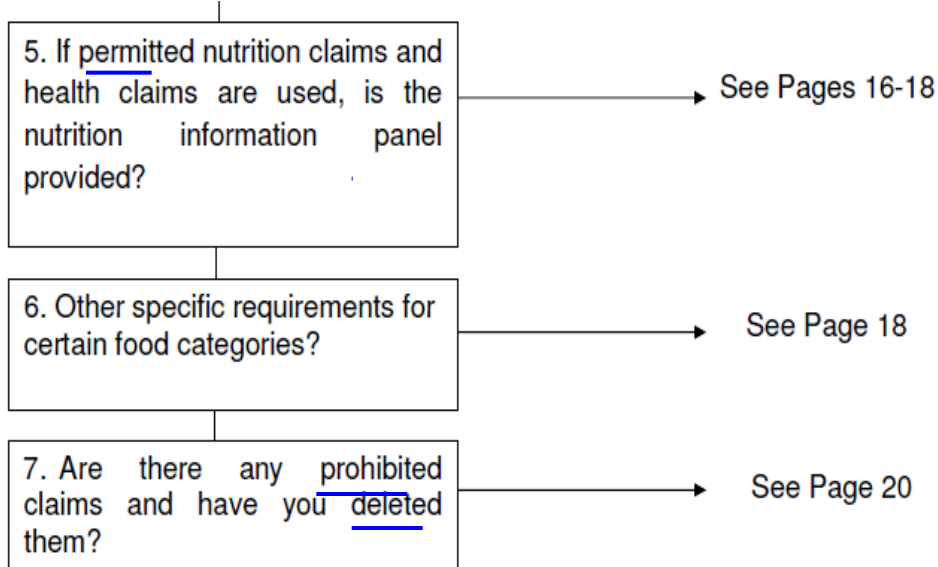
最も一般的な名称である、食用綿実油、食用パーム油等の油脂名を表示することは差し支えありません。

※ 解説はPage5-2(会員)で記載しています。

海外の食品表示の内容を知ることにより輸出や輸入業務に役立ててください。東南アジアを中心に主要国の英文対訳を掲載します。

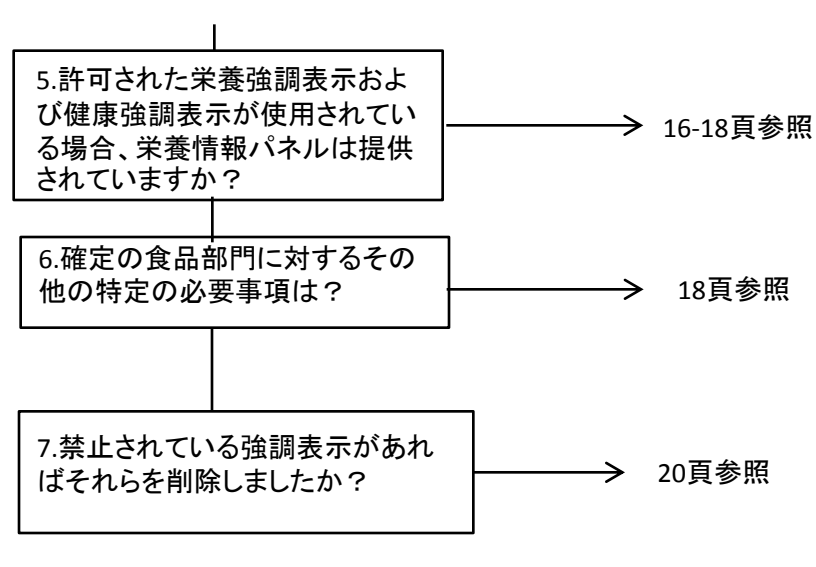
原文

Step 4: Additional labelling requirements



対訳

ステップ4: 追加ラベル要件



<単語集> permit: 許可する prohibit: 禁止する delete: (校正で)削除する

【最終回 了】

A Guide to Food Labelling and Advertisements (A publication of the Agri-Food & Veterinary Authority, Singapore) は終了しました。シンガポールへ輸出の際に参考にしてください。次回から、外国の方(インバウンド)に日本の食品表示をご案内できる新たなシリーズを開始します。

A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2019年も実務に役立つ内容になるよう、発信してまいります。

月刊 こう食品法令 【2018年 12月号】

自分自身と向き合い、自分が本来なすべきことをしている状態が自分の時間の中に自分のところが戻っているということです。そして、なにを優先してなすべきかを知るのです。(セネカ:もりおゆう意識)

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。